

西予市地域内発型産業創出事業費補助金交付要綱

平成 19 年 3 月 12 日

告示第 29 号

(事業の目的)

第 1 条 この告示は、西予市の地域特性をいかした内発型産業の振興を図るため、新規創業又は、新分野への事業展開等を計画する法人、個人、グループに対しその初期投資経費の一部を補助することにより当該事業を支援し、もって地域雇用機会の創出に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、「法人」とは、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条で規定する中小企業者、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 7 項の規定による農業生産法人及び特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。

(2) この告示において、「グループ」とは、地域の活性化を目的として組織された任意団体で、役員・構成員の資格、加入・脱退に関する規定及び会計規則等を有するものをいう。

(補助対象事業者)

第 3 条 この補助事業の対象者は、西予市内に住所又は事業活動の拠点を有する者で 次の各号のいずれかに該当し、市税の滞納がない者（グループの場合はその構成員を含む。）とする。

(1) 法人を設立して開業しようとする個人又はグループ

(2) 新たな分野で事業を開始しようとする法人

(補助対象事業)

第 4 条 この補助事業の対象は、事業開始日において常用労働者又は短時間労働者を 1 名以上雇用して行われる次の各号のいずれかに該当する事業とする。

(1) 地域農林水産資源又は自然資源を利活用した製造業

(2) 西予市内で生産された農林水産品又はその加工品の販売を目的とした小売業

(3) 衣服・その他の繊維製品製造業

(4) 市民生活関連分野のサービス事業で地域の課題解決に貢献すると認められる以下事業

ア 個人向け・家庭向けサービス業

イ 社会人向け教育サービス業

ウ 企業・団体向けサービス業

エ 住宅関連サービス

オ 子育てサービス業

カ 高齢者ケアサービス業

キ その他市長が特に認める事業

(補助金)

第 5 条 市長は、第 7 条第 2 項において認定した計画に対し、予算の範囲内で次の補助金を交付することができる。

(1) 創業支援費

事業開始後 6 ヶ月以内に支払いが完了する以下の初期経費（雇用に係る人件費を除く。）の 2 分の 1 以内を 100 万円を限度に補助する。

- ア 事業用施設の土地・建物の借料
- イ 設備・機械・備品・構築物の制作、購入、借料、改良又は修繕に要する経費
- ウ マーケティング活動に要する経費
- エ 技術・経営指導等のコンサルタントに要する経費
- オ 法人登記に必要な経費
- カ その他創業時に必要な経費

(2) 雇用奨励費

市内に住所を有する65歳に満たない者を雇用したとき、雇用の形態により、事業開始から1年間の期間を限度に以下の雇用奨励金を交付する。

- ア 社会保険加入の常用労働者においては、一人につき月額25,000円
- イ 雇用保険加入の短時間労働者においては、一人につき月額12,500円
- ウ 一定の期間を予定して行われる季節的事業の雇用者で、1ヶ月間の就労日数が15日を越え、かつ、労働時間が月80時間を上回る者においては、一人につき月額10,000円

(事業計画書)

第6条 この告示により補助を受けようとする者は、事業の開始前に、事業計画書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- (2) 市長は、特別な理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず事業の開始から6ヶ月以内に限り計画書を受理することができる。

(審査)

第7条 市長は、前条による事業計画書を受理したときは、関係部局で審査会を組織し、書類審査及び申請者の面接審査により計画事業に対する補助の適否を審査する。

- (2) 市長は、補助が適当と認めるときは、申請者に事業計画認定書(様式第2号)を交付するものとする。
- (3) 第1項の審査会は、必要に応じて有識者を出席させることができる。

(事業開始届)

第8条 前条第2項により事業計画認定書の交付を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、事業を開始したときはすみやかに、その旨に市長に届出なければならない。

(事業計画の変更届)

第9条 認定事業者は、第6条の事業計画書に変更があったときは、すみやかに市長に事業計画書変更届(様式第3号)を提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

- (2) 市長は、前項の変更が第6条の事業計画書における補助対象事業の遂行上に支障がないと認めるときは認定事業者に変更事業計画認定書(様式第4号)を交付するものとする。

(認定の取消)

第10条 市長は、認定事業者が次のいずれかに該当したときは、その認定を取り消すことができる。この場合、既に交付済みの補助金がある場合は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 事業計画の認定後6ヶ月以内に開業しなかったとき。
- (2) 補助金の交付対象期間内に当該事業を休止又は廃止し、事業の継続が困難と認められるとき。
- (3) 事業計画に重要な変更があったにもかかわらず前条の届出をおこたったとき。
- (4) 虚偽その他不正な手段で認定を受けたことが判明したとき。

(補助金の申請)

第 11 条 認定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、次の各号に定めるところにより、補助金の交付申請をしなければならない。

- (2) 創業支援費の交付を受けようとするときは、補助対象となった初期経費の支出完了後、創業支援費補助金交付申請書(様式第 5 号)に別に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。
- (3) 雇用奨励金の交付を受けようとするときは、補助対象事業を開始した日から 1 年を経過後、雇用奨励費補助金交付申請書(様式第 6 号)に別に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。
- (4) 前項の規定にかかわらず、第 5 条第 2 項ウに定める者にあつては、当該従業員の雇用期間終了後において雇用奨励費の交付を申請することができる。

(補助金の交付決定)

第 12 条 市長は、前条の申請があつた場合、その内容を審査し、適正と認めるときは、創業支援費補助金交付決定通知書(様式第 7 号)又は、雇用奨励費補助金交付決定通知書(様式第 8 号)で通知するものとする。

(補助金の請求)

第 13 条 前条の通知を受けた認定事業者は、産業創出事業費補助金請求書(様式第 9 号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 14 条 市長は、前条の請求書を受理したときは、補助金を交付する。

(事業の成果及び決算の報告)

第 15 条 この告示により補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助年度を含む 3 ヶ年間、毎年度の経営状況を事業経過報告書(様式第 10 号)により市長に報告しなければならない。

(関係書類の保管)

第 16 条 補助事業者は、この告示による補助金にかかわる関係書類及び会計簿等を補助金の交付年度から起算して 5 ヶ年間保存しなければならない。

附則

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則(平成 21 年告示第 2 号)

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。